

## 関西補給処 宇治駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

## 3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
4	産業廃棄物処分ほか1件	(株)小松製作所栗津工場	令和7年3月31日	令和6年3月8日	令和6年3月22日10時00分	令和6年3月22日11時00分	なし	
				— 以下余白 —				

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先  
〒611-0011

住 所 : 京都府 宇治市 五ヶ庄官有地  
 契約機関名(担当): 陸上自衛隊 関西補給処 調達会計部 契約課 契約第2班 (井上)  
 電場番号 (内線): 0774-31-8121 ( 295 )

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物処理	M L T - Z 8 0 0 0 0 4	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成28年 6月20日
	変 更	平成 年 月 日
	作成部隊等名	関 西 補 給 処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、関西補給処において実施する産業廃棄物処理の役務調達（以下、役務という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

### 1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

産業廃棄物の種類		性状・具体例など
産 業 廃 棄 物	汚泥	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック類	
	ゴムくず	
	金属くず	
	ガラスくず	
	紙くず	
	木くず	
	繊維くず	
	陶磁器くず	
がれき類	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く，工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。)	

表 1－種類（続き）

産業廃棄物の種類		性状・具体例など
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類・灯油類・軽油類の燃えやすい廃油
	廃酸	p H2.0 以下の酸性廃液
	廃アルカリ	p H12.5 以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物	病院，診療所などにおいて生じた感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ，若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物）であって汚泥，廃油，廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくずなどの産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物	トリクロロエチレンなど有害物質の基準を超えて含まれる廃油
	汚泥・廃酸・廃アルカリ	水銀，カドミウム，鉛又はそれらの化合物若しくは六価クロム化合物，シアン又はトリクロロエチレンなどの基準値を超えて含む汚泥・廃酸・廃アルカリ
	廃石綿など	廃石綿及び石綿が含まれ，若しくは付着しているおそれのあるもの。
廃ポリ塩化ビフェニルなど	ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油	
ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニルが塗布，染み込み付着又は封入され廃棄物となったもの。	

#### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

対象産業廃棄物，数量，場所などの一般的要求事項は，調達要領指定書によって指定する。

### 2.2 処理の区分

処理の区分は，“収集運搬及び処分”とする。

### 2.3 処理基準

処理基準は，次によるほか，契約の相手方は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，法という。）及び関係法令を遵守し，適正に処理する責任を負うものとする。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は，法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。

- b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2で定める特別管理産業廃棄物処理基準によるほか、ポリ塩化ビフェニルなどの処理は、“ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法”で定める処理基準による。

#### 2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

### 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は本役務終了後、契約担当官等に提出した管理票（E票）により役務完了の確認を受けるものとする。

### 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、管理票（A・B2・D・E票）とし、産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後、速やかに契約担当官等へ提出するものとする。

#### 4.2 使用機材・機器など

役務に必要な機材及び機器などは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

#### 4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号							
	調 達 要 求 番 号		4 R G Y 1 C U 0 0 0 1					
	調 達 要 求 年 月 日		6 . 2 . 2 9					
	作 成 部 課		装 備 計 画 部 武 器 課					
	作 成 年 月 日		6 . 2 . 2 6					
品 名	産業廃棄物処理							
2.1 一般的要求事項								
a) 役務場所 石川県小松市符津町ツ23 株式会社小松製作所粟津工場 ～契約相手方処分場								
b) 役務期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日迄								
c) 廃棄物の種類、予定数量等								
(1) 種類 廃油（軽油、エンジンオイル） 廃アルカリ（不凍液）								
(2) 月あたり予定数量 1,000L								
(3) 年間予定数量 10,000L								
d) 収集場所等 株式会社小松製作所粟津工場燃料庫（ドラム缶で保管）								
e) 収集予定日 下表のとおりとし、細部は契約担当官等との調整による。								
月	4	5	6	7	8	9	10	11
調整予 定日	15 (月)	13 (月)	10 (月)	16 (火)	13 (火)	17 (火)	15 (火)	11 (月)
回収予 定日	30 (火)	31 (金)	28 (金)	31 (水)	30 (金)	30 (月)	31 (木)	29 (金)
月	12	1						
調整予 定日	9 (月)	14 (火)						
回収予 定日	20 (金)	31 (金)						

見 積 書

件名リスト一連番号 4

金額¥ 単価決定 (税抜)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価 (税 抜)	備 考
産業廃棄物処分	仕様書のとおり	リットル	10,000		
収集運搬費	仕様書のとおり	セット	10		
					—以下余白—
納 入 場 所	(株)小松製作所粟津工場		納 期	令和7年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期間			

「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」、「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任支出負担行為担当官(分任契約担当官)

陸上自衛隊関西補給処  
調達会計部長 山崎 雅文 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
代 表 者 連 絡 先  
担 当 者 名  
連 絡 先